

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(6)

## 目次

### 規則

○富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規則

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県規則第3号

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

富山県営住宅条例施行規則（昭和35年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）の備考の1中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

#### 第2号様式中

連 帯 保 証 人	本籍			
	現住所	電話番号		
	氏名	④		
	生年月日			
	勤務先	名称	電話番号	
		所在地		
入所決定者との関係				

を削り、

「ただし、条例第15条第1項、第30条第1項、第33条第1項、第38条又は第39条の規定

により家賃の額の改定があつた場合には、その額を家賃とします。

を

」

「ただし、条例第15条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第2項、第33条第1項、第38条又は第39条の規定により家賃の額の改定があつた場合には、その額を家賃とします。」

「発行のもの」各1通」を「発行のもの」1通」に改める。

第9号様式を次のように改める。

---

第 9 号様式 (第 5 条関係)

県営住宅を15日以上使用しないときの届書

年 月 日

富山県知事 殿

住宅名 県営住宅 棟 号室

届出者

氏名 印

次のとおり上記県営住宅を使用しないのでお届けします。

使用しない期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
使用しない理由		
連絡先	住所	
	電話番号	

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)